

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和5年3月7日付けで行った公文書の存否を明らかにしないで不開示とした決定は、結論において妥当であるが、その理由を埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第13条による存否応答拒否ではなく、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当するとして、不開示とすべきであった。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年2月22日付けで、条例第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「東松山警察署地域課高坂西交番が、令和2年3月18日に実施した東松山市松風台地内における巡回連絡の実績を記録したもので、同交番に勤務する警察官が当日訪問した13世帯の『番地』が確認できるもの。『番地』以下の住戸表示は不要。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、令和5年3月7日付けで、本件開示請求された公文書の存否を答えること自体が条例第10条第1号に規定する不開示情報を開示することになるとして、その存否を明らかにせず公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和5年3月18日付けで、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和5年8月8日に諮問庁から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

本件処分は、その理由を「特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」とするが、東松山市松風台地内には、全体では「846世帯」があり、本件開示請求者の居住する〇〇〇番地には、「133世帯」が存在する。本件開示請求は、「番地」以下の住戸番号の表示は求めておらず、たとえ「番地」までを明らかにしても、特定の個人を識別することができるものではなく、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるとも言えない。

(3) 反論書の趣旨

「処分庁」の「弁明書」「審査請求人の主張に対する意見」は、本件処分の「開示しない理由」と同一内容の記載に終始している。

したがって、反論としては、審査請求の理由（主張）を繰り返すしかない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

条例第10条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

警察が特定の世帯に対して巡回連絡を行ったということは、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

また、条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在して

いるか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

仮に、本件開示請求に係る公文書が存在するとして、審査請求人が請求した内容のとおり「番地」を公にした場合、警察が特定の番地の世帯に対して巡回連絡を行ったことを明らかにするものであり、延いては、特定の世帯に対して巡回連絡を行ったことを明らかにするおそれがある。そうすると、条例第10条第1号で規定する不開示情報を開示することとなる。

したがって、本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで行った本件処分は適切に行われたものである。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

実施機関は、本件開示請求された公文書の存否を答えることは、警察が特定の番地の世帯に対して巡回連絡を行ったことを明らかにするものであり、延いては、特定の世帯に対して巡回連絡を行ったことを明らかにするおそれがあるとして、条例第10条第1号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第13条により、その存否を明らかにせず本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、本件審査請求を行ったことから、当審査会では、本件処分の妥当性について、以下検討する。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 本件開示請求について

審査請求人は、本件開示請求書において、「東松山警察署地域課高坂西交番が、令和2年3月18日に実施した東松山市松風台地内における巡回連絡の実績を記録したもの」とした上で、「同交番に勤務する警察官が当日訪問した13世帯の『番地』が確認できるもの。『番地』以下の住戸表示は不要。」とし、『番地』以下の住戸表示は不要としながらも、『番地』が確認できるものと記載している。

また、本件審査請求書においても「『番地』以下の住戸番号の表示は求めておらず、たとえ『番地』までを明らかにしても、特定の個人を識別することができるものではなく、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるとも言えない。」としながらも、反論書においては、「すでに開示されている公文書のうち（30）から（43）までの14世帯の巡回連絡カードに『番地』部分の表記をするだけで事足りる。」と記載している。

このことから、当審査会は、本件開示請求において、審査請求人は『番地』までの開示を求めていると判断し、審議を行った。

イ 本件処分の条例第13条妥当性について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求があった場合、通常は開示請求に係る公文書が存在していれば、それを対象文書として特定し、開示又は不開示の決定が行われ、公文書が存在していなければ、不存在を理由として不開示の決定が行われる。このように、情報公開制度においては、公文書の存否が明らかにされた上で決定が行われるというのが原則である。しかし、特定の者又は特定の事項を名指しした探索的な請求などについては、開示請求に係る公文書の存否を認めること自体が、条例第10条各号に規定する不開示情報を開示することとなり、当該規定が保護する利益を損なう場合があることから、例外的に条例第13条は、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を認めている。

実施機関は、本件開示請求された公文書について当該公文書の存否を答えることは、条例第10条第1号に不開示情報として規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものを開示することになるとして、存否を明らかにせず不開示決定を行っている。そこで、本件開示請求に係る公文書の存否を答えることが条例第10条第1号に規定する不開示情報を開示することに

なるのか、以下検討する。

審査請求人は、本件開示請求において、上記5（2）アのとおり、『番地』までの開示を求めているのであって、東松山市松風台地内の特定の番地を指定していない。

したがって、本件開示請求に対し、対象となる公文書が存在することを前提に開示又は不開示の決定を行った場合には、東松山市松風台地内に住む13世帯が、令和2年3月18日に、東松山警察署地域課高坂西交番に勤務する警察官から巡回連絡を受けたか否かという事実が明らかになるものの、これによって、東松山市松風台地内に住む特定の世帯が令和2年3月18日に、東松山警察署地域課高坂西交番に勤務する警察官から巡回連絡を受けたか否かという個人に関する情報が、明らかになるとは言えず、特定の個人を識別できないことから、条例第10条第1号に不開示情報として規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるとは認められず、条例第13条の規定に基づいて行った本件処分は妥当であるとは認められない。

ウ 条例第10条第1号該当性について

条例第10条第1号は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する情報は、不開示情報から除くものとしている。

当審査会において、東松山市松風台地内の番地を見分したところ、ある番地では、番地に続く住居番号が2つしかなく、一方は公共の建物であるため、番地まで開示すると特定の個人を識別できる状況が確認できた。

そのため、本件開示請求に係る公文書が開示された場合、特定の世帯が巡回連絡を受けたか否かという情報のみならず、特定の世帯に係る住所情報が公になるおそれがある。

なお、個人の住所情報は都道府県、市区町村、市区町村内の町又は字、街区符号及び住居番号といった構成により、各個人の生活本拠に係る1つの情報を形成しているとともに、本件開示請求のように住所情報を細分化しての開示請求を繰り返す、部分開示された情報をつなぎ合わせれば、住所が判明するおそれがあるため、住所情報は社会通念上不可分な最小単位の情報であると解されている。

そのため、住所の記入欄が都道府県や市区町村ごとに記入するよう区分されている等の特段の事情がある場合を除き、住所情報を細分化して、もはや「特定の個人を識別することができるもの」ではないとみなして、部分開示することはできず、住所情報一体を不開示とすべきである。

また、審査請求人が反論書において言及している巡回連絡カードについては、警察官が巡回連絡を行った際、訪問世帯に対して、作成を依頼しているもので、基本的に巡回連絡を受けた世帯の住人が記載するため、巡回連絡カードを開示すれば、当該世帯を構成する個人の筆跡も公となる。

以上のことから、本件開示請求に係る情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であると認められ、条例第10条第1号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ及びハに該当する特段の事情も認められない。

よって、実施機関は、本件開示請求に対して、条例第10条第1号を理由に、不開示決定を行うべきであったと認められるところ、本件処分において、既に条例第13条の規定に基づき公文書の存否を明らかにしないで不開示としたことから、本件処分を取消し、改めて不開示決定を行う意義はない。

以上のことから、条例第13条の規定に基づき公文書の存否を明らかにしないで不開示とした決定は、結論において妥当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

巡回連絡カードにあつては、警察への信頼を前提に、訪問された世帯の住人が任意協力により作成しているものである。

実施機関にあつては、その事を踏まえ、巡回連絡に係る情報公開について、より慎重に判断することが望まれる。

(答申に関与した委員の氏名)

武市 周作、今泉 千晶、安原 陽平

審議の経過

年 月 日	内 容
令和5年 8月 8日	諮問(諮問第364号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和5年 9月 19日	諮問庁からの意見聴取及び審議(第一部会第163回審査会)
令和5年10月 17日	審議(第一部会第164回審査会)
令和5年11月 16日	審議(第一部会第165回審査会)
令和5年12月 21日	審議(第一部会第166回審査会)
令和5年12月 28日	答申